

公布された規則のあらまし

佐賀県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、使用料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成31年10月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立博物館処務規則等の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、附属設備使用料の額を改定するため、佐賀県立博物館処務規則ほか3規則を改正することとした。
- 2 この規則は、平成31年10月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

SAGAサンライズパーク条例施行規則（規則第7号）

- 1 この規則は、SAGAサンライズパーク条例の施行に関し必要な事項を定めることとした。
- 2 この規則は、平成31年6月1日から施行することとした。
- 3 佐賀県総合体育館条例施行規則及び佐賀県総合運動場条例施行規則は、廃止することとした。（附則第2項関係）

佐賀県立図書館処務規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 佐賀県立図書館施設使用料条例の廃止に伴い、企画課の分掌事務のうち、会議室及び展示ホールの使用に関するものを削ることとした。（第3条関係）
- 2 館長の専決事項のうち、佐賀県立図書館施設使用料条例第4条の規定に基づく使用料の減免に関するものを削ることとした。（第8条関係）
- 3 使用料の減免に係る規定及び別記様式を削ることとした。（第10条及び別記様式関係）
- 4 この規則は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県衛生薬業センター手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第9号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、手数料等の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成31年10月1日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県立有田窯業大学校管理規則を廃止する規則（規則第10号）

- 1 佐賀県立有田窯業大学校管理規則は、廃止することとした。
- 2 この規則は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県工鉦業試験手数料及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）

- 1 新たな工鉦業上の試験項目に係る手数料の額を定めるとともに、新たに導入された設備機械等の使用に係る使用料の額を定めることとし

た。(第2条関係)

- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成31年4月1日から施行することとした。

佐賀県家畜保健衛生所手数料規則の一部を改正する規則(規則第12号)

- 1 農業災害補償法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

佐賀県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則(規則第13号)

- 1 消費税率の改定等に伴い、使用料の額を改定することとした。(別表関係)
- 2 この規則は、平成31年10月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第14号)

- 1 建築基準法が改正されたことに伴い、引用条項を改めることとした。(第7条関係)
- 2 この規則は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。